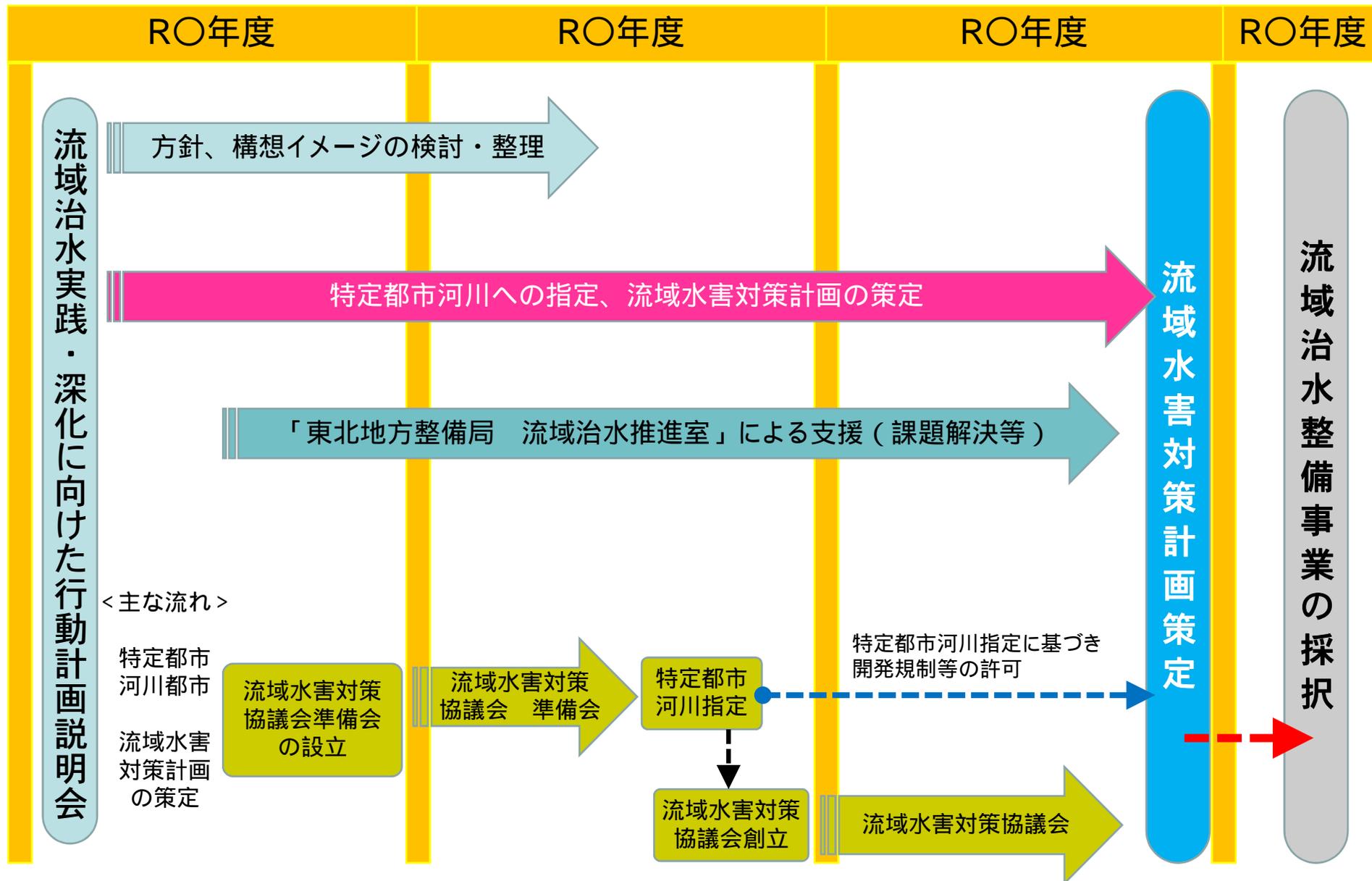


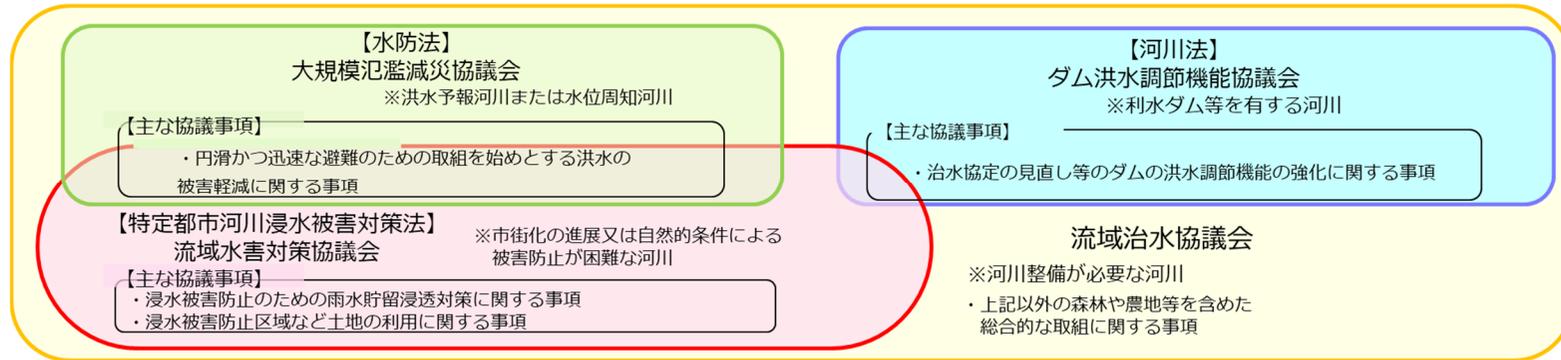
## 特定都市河川への指定、流域水害対策計画の策定に向けて



# 流域水害対策協議会制度

協議会の構成員は、特定都市河川法改正による改正後の同法第6条第2項及び第7条第2項により、河川管理者等及び当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者とされている。加えて、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者を協議会の構成員とすることができることとされている。必要に応じて、流域水害対策計画の策定等における専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者や、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、流域対策の実施を予定している民間事業者のほか、地域の防災リーダーや過去の洪水の歴史に詳しい住民等を構成員に追加することが望ましい。協議会で協議が調った事項について、構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされている。

円滑な協議の実施や都道府県等の事務負担の軽減等の観点から、流域水害対策協議会の運営においては、複数の協議会を合同で開催したり、構成員や協議事項が類似・関連する他の協議会（例：大規模氾濫減災協議会、ダム洪水調節機能協議会、流域水循環協議会）と同日同会場での開催とする等により、連携することとしても差し支えない。



協議会	大規模氾濫減災協議会 (水防法)	ダム洪水調節機能協議会 (河川法)	流域水害対策協議会 (特定都市河川浸水被害対策法)	流域治水協議会 (任意)
目的	想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行う	利水ダム等の洪水調節機能の強化を図るために必要な協議を行う	特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、流域水害対策計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行う	流域治水推進のため、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、減災協の取組方針を共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑かつ迅速な避難のための取組 情報伝達、避難計画等 / 住民等への周知・教育・訓練 / 河川防災ステーションの整備</li> <li>的確な水防活動のための取組 水防体制 / 多様な主体による被害軽減対策に関する事項</li> <li>氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</li> <li>災害時及び災害復旧に対する支援強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前放流の実施のために河川管理者と利水ダム管理者等との間で締結された治水協定の見直し</li> <li>事前放流等のダムの操作規程等への反映</li> <li>河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備</li> <li>利水容量の洪水調節への最大限の活用を可能とするための工程表の作成・見直しおよび工程表に基づく施設改良等の取組</li> <li>降雨の予測精度向上等に向けた技術・システム開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域水害対策計画の策定に関する協議</li> <li>計画の実施に係る連絡調整</li> </ul> <p>&lt;参考&gt; 流域水害対策計画 計画期間、基本方針、都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨、都市浸水想定、河川整備、下水道整備に関する事項、雨水の貯留や浸透に関する事項、雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項、都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項、貯留機能保全区域・浸水被害防止区域の指定の方針等、浸水被害の防止を図るために必要な事項を記載する計画 下線が改正により追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域治水プロジェクトの策定・公表</li> <li>河川に関する対策</li> <li>流域に関する対策</li> <li>避難・水防等に関する対策</li> <li>流域治水プロジェクトのフォローアップ</li> </ul>
構成員	国土交通大臣、都道府県知事、市町村長、水防管理者、河川管理者、気象台長、隣接する市町村長、国土交通大臣が必要と認める者（広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村、警察・消防機関・自衛隊等）	河川管理者、都道府県知事、利水ダム管理者等の関係利水者、その他河川管理者が必要と認める者（関係行政機関、関係市町村長等）	河川管理者、都道府県知事、市町村長、下水道管理者（流域水害対策計画の策定主体） 当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者 学識経験者その他の流域水害対策計画の策定主体が必要と認める者（学識経験者、河川協力団体、住民（地域の防災リーダー等）、雨水貯留浸透施設設置者	河川管理者、下水道管理者、都道府県、市区町村、その他（地方農政局、森林管理局、気象台等） 必要に応じて、関係する企業（利水ダム管理者等）や住民（地域の防災リーダー等）等を追加
規模感	1級：水系全体 分割あり 2級：水系 or 複数水系	水系全体 分割あり	河川流域 (都市河川、支川)	1級：水系全体 分割あり 2級：水系 or 複数水系
開催時期 頻度	年1回程度 出水期前や融雪期などに開催されることが多い	任意の時期 治水協定の見直しなどのタイミングで開催	任意の時期 特定都市河川指定後、計画策定に向けた開催や策定後のフォローアップで開催	任意の時期（策定後） 取組の充実やロードマップの細分化など、策定後のフォローアップを実施

## 東北地方整備局一丸となり、流域全体での治水事業を推進します！ ～東北地方整備局流域治水推進室の設置～

東北地方では各流域で流域治水プロジェクトを策定し、流域に関するあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進しているところです。

流域治水の一層の推進のためには、河川行政のみならず都市行政等様々な方策の連携を強化し、地域の課題に応える必要があります。また、東北では令和4年も甚大な災害が中小河川も含め各地で発生したところであり、令和5年から復旧を本格化するところです。

このことから、東北地方整備局では河川部、建政部、用地部をメンバーとし、令和5年1月1日付けで流域治水推進室を設置します。室として一元的な相談窓口を設けることで、地域の課題に対して横断的に対応・解決し、流域治水を更に推進して参ります。

### <概要>

東北地方整備局 流域治水推進室

室長：河川部 河川調査官 室員：河川部、建政部、用地部、計30名

詳細は別添資料をご覧ください。

### <推進室の位置>

東北地方整備局12階 河川調査官（当室室長）室前に看板を設置しています。また、河川計画課に総合窓口を設置しています。



### <東北地方整備局管内の流域治水プロジェクト>

<https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00037/k00290/river-hp/kasen/ryuikitisui/ryuikitisuipurojekuto.htm>

<発表記者会>：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会  
問い合わせ先

#### 【事務局】

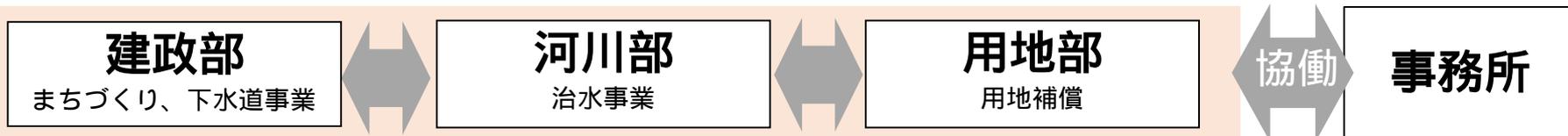
東北地方整備局 TEL：022-225-2171（代）

組織関係：企画部 企画課長 古賀 博久（内線 3151）

室の業務内容：河川部 河川計画課長 川面 顕彦（内線 3611）

# 東北地方整備局 流域治水推進室

- 各流域で実施中の流域治水をより一層深化・推進するため、河川行政のみならず、都市行政等様々な方策の連携強化が必要。
- 部を超えた流域治水推進室を設置し、一元的な相談窓口を設け、地域課題の横断的な解決を図る。
- 災害が激甚化・頻発化する中、国管理河川だけでなく、中小河川も含めた地域のサポートを実施。



## 流域治水に関する地域課題の横断的な解決

### 流域治水事業の推進

#### 遊水地等の治水事業



例：阿武隈川遊水地事業

#### 低リスク箇所へ移転



例：大仙市岩瀬湯野沢地区

#### 内水(下水)対策



例：郡山市麓山調整池

#### 災害復旧



例：多田川流域治水部会

事業事例には現在東北地方整備局が関係する事業を掲載しており、この度立ち上げた推進室の関与が確定しているものではありません。

支援

## 関係地方支部局での連携調整会議

東北地方の関係省庁等が連携し、流域治水の課題・方策について議論し、推進を図る。

<参加者> 東北農政局、東北経済産業局、東北運輸局、気象庁仙台管区气象台、東北森林管理局、東北地方整備局

